

選考基準について（選考委員会後）

- 1 「性行が善良であること」を要件に加え、4つの要件で選定する。

学校から出てくる推薦状に選考委員会の委員が点数を付ける。

- (1) 成績の評定（4.3以上（第3学年の第1学期（又は前期）までの全期））
- (2) 家庭の状況（ひとり親世帯・多子世帯）
- (3) 生計維持者の道・市民税所得割額（257,500円未満）
- (4) 性行が善良であること（学校からの推薦状）

※（1）～（2）については、客観的評価項目とする。

- 2 第1基準を「成績」と「家庭状況」の要件から順位付することとし、100番目を含めた順位が複数人いる場合は、第2基準として「性行が善良であること」と「税額」の要件で選考委員が協議の上、順位付けすることとなった。

- (1) 第1基準 50点（成績：家庭状況 = 30点：20点）で決定。

ア 成績点 30点

成績	5	4.9	4.8	4.7	4.6	4.5	4.4	4.3
点数	30点	29.4点	28.8点	28.2点	27.6点	27点	26.4点	25.8点

イ 家庭状況 20点

(ア) ひとり親 5点

(イ) 18歳以下の弟妹の人数（本人は人数に含まない。）

0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
0点	3点	6点	9点	12点	15点

(2) 第2基準

選考委員会において「性行が善良であること」と「税額」の要件を点数化し、順位付けすることとなり、詳細は委員会での議論を踏まえ、事務局で作成し、委員長が確認することとなった。

ア 「性行が善良であること」については、選考委員会の持ち点として60点とする。

(郡司委員長を除き、委員会が成立する6人から3人の人数の最小公倍数の60点を委員会の持ち点とし、委員の出席人数により委員1人当たりの持ち点を10～20点に変動させる。)

出席委員 (過半数以上)	出席委員 (委員長除く)	委員1人当た りの持ち点	5段階評価とした場合				
7人	6人	10点	10点	8点	6点	4点	2点
6人	5人	12点	12点	9.6点	7.2点	4.8点	2.4点
5人	4人	15点	15点	12点	9点	6点	3点
4人	3人	20点	20点	16点	12点	8点	4点

税額の点数と割合を固定するため、上記の配点方法とした。

(できる限り委員の多くが出席できるよう日程調整を行うことが必要。)

イ 税額60点(性行が善良：税額＝60点：60点)

税額0円～257,500円未満を40区分に分け、税額の低い区分から高い点数とする。

別紙のとおり 客観的評価項目とする。